

Advisory Service For Foreign Residents

市では、外国人の生活相談窓口を開設しています。
ここでは、市内の在住外国人に向けた情報を発信していきます。秘書広報課 ☎21-9035

NO.7 Child Health

Health check-ups and vaccination services for infants and children are available. Be sure to check newsletters from the city office, magazine, or homepage.

● Health check-up for infants and children

The city provides regular check-ups for children aged 4 months, 7 months, 18 months, and 3 years.

A diagnosis of growth and development, measurement of height and weight, as well as childcare consultation and dietary counselling are conducted at these check-ups.

● Vaccination services (Reservation is required.)

There are 2 kinds of vaccinations.

○ Routine vaccination

Vaccinations which should be done at a certain age (free of charge).

○ Optional vaccination

If you want to vaccinate your children with optional vaccinations, please consult your doctor. You will have to pay the entire fee.

※ Routine vaccinations should be carried out in the town where you live. Please make reservations at the vaccination medical institution in Toyooka.

その7 子どもの健康

子どものための 健診〔健康診断(健康が 調べ る)〕や 予防接種(病気を 予防するための 注射) が あります。市役所からの 案内や 広報紙や 市ホームページを 見てください。

●乳幼児健診

4カ月、7カ月、1歳6カ月、3歳の 子どもに は 健診が あります。健診では、子どもの 発育 や 発達の 診察(成長の 様子を 見てもらう)、身長や 体重の 測定(計る)、育児相談(子育て 相談)、食事相談などをします。

●予防接種(予約が 必要です)

予防接種には、2種類 あります。

○定期予防接種

決まった 月齢(何カ月)や 年齢(何歳)で 受けます。無料です。

○任意予防接種

希望する(受けたい) 人だけが 受けます。希望する人は 病院の 先生と 相談してください。費用は 自分で 支払います。

※定期予防接種は、住民票のある 市区町村で 受けてください。市内の 協力医療機関で 予約してください。

Inquiry: Secretarial and Public Relations division, Advisory Service (問合せ: 秘書広報課 外国人生活相談) ☎21-9035 E-mail: advisory-service@city.toyooka.lg.jp

消費生活相談員の知恵袋

〜知っていますか、電気通信契約の初期解除制度〜

8



インターネット回線(光回線)やプロバイダー、携帯電話など、電気通信サービスの契約には、クーリングオフが適用されませんでした。「電気通信事業法」が改正され、販売形態に関係なく、契約書面を受け取ってから8日間以内であれば、違約金なしで契約を解除できる「初期契約解除制度」が導入されました。ただし、工事費や手数料は上限額の範囲内で消費者負担となります。

0円であり、電波がつかないという事情もあるので返品を受ける」とのことでした。ルーターやタブレット、携帯電話など端末の購入契約には初期契約解除制度の適用はありません。

訪問販売や電話勧誘の場合はクーリングオフの対象になりますが、今回のようにネット通販の場合はクーリングオフができません。端末代金0円とうたっているにもかかわらず通信契約を解約するとセット割がなくなるという可能性もあるので、請求される可能性もあるので注意が必要です。

おかしいな、困ったなと思ったら、豊岡市消費生活センターに相談してください。

◆相談事例

インターネット通販でモバイルルーターを注文。端末代金0円、利用料月額3千円で2年間のコースを契約した。5日前に端末が届いたが自宅ではつながらなかったため解約・返品したい。(30代、女性)

◇アドバイス

はがきで通信契約の初期契約解除を伝えるよう助言。消費生活センターから端末購入の解約について事業者に問い合わせたところ「端末代金は

《豊岡市消費生活センター》

▽相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時

▽相談場所 生活環境課内

▽電話相談 ☎21-9001

平成29年度 国民年金保険料 免除・猶予申請の受付開始

7月から

国民年金は、20歳から60歳まで加入して保険料を納めることになっています。

しかし、収入の減少や失業などで保険料の納付が困難なときは、納付が免除される「申請免除」や納付が猶予される「納付猶予」の制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害を負ったときや死亡したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないことがあります。免除や猶予の承認を受けた期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間や将来の老齢基礎年金受給資格期間に算入されます。保険料納付が困難なときは、忘れずに手続きしてください。

国民年金は、20歳から60歳まで加入して保険料を納めることになっています。経過した期間に応じた加算額が上乗せされます。

《納付・免除・納付猶予と未納の算入の違い》

年金の種類	納付状況	納付	申請免除 (全額・一部)	納付 猶予	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入されるか?)		○	○ (※1)	○	×
老齢 基礎年金	(受給資格期間に算入されるか?)	○	○ (※1)	○	×
	(年金額に反映されるか?)	○	○ (※1・2)	×	×

(※1) 一部免除は、一部納付保険料を納付していることが必要です。

(※2) 全額・一部免除を受けた期間は定額納付と比べて老齢基礎年金額は減額されます。

① 前年所得が一定基準以下に該当する方

《対象となる所得の目安表》

区分	扶養人数	単身世帯	1人扶養	3人扶養
全額免除 納付猶予		57万円	92万円	162万円
4分の3免除		93万円	142万円	230万円
半額免除		141万円	195万円	282万円
4分の1免除		189万円	247万円	335万円

② 災害または失業・倒産・事業の廃止があった場合
その事由が発生した前月から、事由が発生した年の翌々

年の6月までの期間(申請月から2年1カ月前までの期間に限りません)
③ 地方税法に定める障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下
④ 本人またはその世帯の人が、生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている。
⑤ 特別障害給付金を受けている。

▼申請に必要なもの

▽年金手帳など(基礎年金番号が分かるもの)、印鑑
▽失業の方:「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」などの写し
▽廃業の方:「廃業証明書」などの写し

▼窓口 市民課または各振興局市民福祉課

▼所得申告 免除の判定は所得で審査されます。必ず申告してください。

▼免除承認期間 7月1日(平成30年6月30日(1年間))

▼その他 申請月の2年1カ月前の月分にさかのぼって免除申請をすることができます。失業などで未納期間のある方は、早めに申請してください。

年金請求書の手続き 漏れがありませんか?

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。

制度の開始は、8月1日(最も早い年金の支払いは10月)です。まだ、請求手続きをしていない方は、今すぐねんきんダイヤルに電話してください。予約の上、年金事務所で行ってください。

●予約番号

○ねんきんダイヤル

☎0570-051165

☎050で始まる電話の方

☎03-6700-1165

《問合せ》豊岡年金事務所

☎22-0948

市民課 ☎21-9015

または各振興局市民福祉課

